

平成28年度

福島原発事故による損害賠償についての説明会及び個別無料相談会

1 目 的

県では、東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求において、「個別事情への対応が不十分である」、「中間指針に明示のない損害の賠償請求が認められなかった」など、被害を受けた県民の方々の不満、不安に対して、仙台弁護士会と連携し、また、原子力損害賠償紛争解決センターの協力を得ながら、損害賠償や和解仲介の申立て等に関する説明会及び個別無料相談会を開催して支援するもの。

2 主 催

宮城県〔登米市(⑥)、女川町(⑦)、角田市(⑧)と共催〕

3 開催場所及び開催日時

会場名		開催日時		場 所
前 期	①石 巻	7月13日(水)	午後1時30分～ 午後3時30分	県石巻合同庁舎仮設会議室003会議室
	②大 崎	7月20日(水)	〃	県大崎合同庁舎5階502会議室
	③大河原	7月23日(土)	〃	県大河原合同庁舎2階201会議室
	④気仙沼	7月26日(火)	〃	県気仙沼合同庁舎2階大会議室
	⑤仙 台	7月28日(木)	※午後6時30分～ 午後8時30分	県仙台合同庁舎10階1001会議室
後 期	⑥登米市	10月20日(木)	午後1時30分～ 午後3時30分	迫公民館2階軽運動場
	⑦女川町	10月21日(金)	〃	女川町まちなか交流館1階ホール
	⑧角田市	10月22日(土)	〃	角田市市民センター第203会議室

※③大河原・⑧角田市会場は土曜日開催、⑤仙台会場は午後6時30分開始です。

4 内 容

(1) 説明会

▽ 原発事故による損害賠償の概要及び和解仲介申立てなどについて(原子力安全対策課)

※ 損害賠償の概要及び和解仲介の申立て方法などについて説明するもの。

(資料協力：原子力損害賠償紛争解決センター)

(2) 個別無料相談会

▽ 被害者の方に対する個別相談(仙台弁護士会)

※ 事前に申込みを受けた被害者の相談に無料で応じるもの。

※ 1組あたり約30分、6組程度(予定)。

※ 「参加申込書」及び「申込者一覧」を事前に仙台弁護士会に情報提供する。

5 当日スケジュール（午後1時30分開始の場合）

■時 間	■内 容
13:00～	○ 受付
13:30	1 開会（説明会）
13:30	2 あいさつ
13:35～14:00	3 説明会（説明20～25分 質疑応答5～10分） 「原発事故による損害賠償の概要及び和解仲介申立てなどについて」 （原子力安全対策課）
14:00	4 閉会（説明会）
14:05～15:30	○ 個別無料相談会（仙台弁護士会） ※ 会場準備ができ次第、開始、相談希望者による相談が終了まで ※ 2相談ブース×約30分×3組＝6組程度

6 対象者 宮城県内の個人、法人・個人事業者 等

7 定 員 個別相談：各会場とも6組程度（30分/1組）

8 申込方法

○各会場の申込締切日までに、【参加申込書】に必要事項を記入の上、原子力安全対策課あてファクシミリ、電子メール、郵送（必着）により申込み。

※ 個別相談を希望する場合は、個別相談希望欄に相談の概要を記入。

（ ※ 別添チラシ 参照 ）

9 問合せ先

宮城県 環境生活部 原子力安全対策課 事故被害対策班 担当：森谷・菅原

住 所：宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電 話：022-211-2340 / FAX：022-211-2695

メール：gentaij@pref.miyagi.jp

10 周知方法

(1) 通知（東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議構成員、関係各課）
（関係課から関係団体）

(2) ホームページ掲載

(3) 新聞（県からのお知らせ）等への掲載

(4) ラジオ広報

(5) その他